

令和7年度青森県トラック運送事業者原油価格高騰対策事業運行支援金交付要綱

令和7年5月22日制定

公益社団法人青森県トラック協会

(趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、令和7年度青森県トラック運送事業者原油価格高騰対策事業費補助金交付要綱の規定に基づいて、原油価格高騰等により厳しい経営環境にある貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第3条に定める一般貨物自動車運送事業を営業者、同法第35条に定める特定貨物自動車運送事業を営業者。以下、「トラック運送事業者」という。）及び貨物軽自動車運送事業者（同法第36条に定める貨物軽自動車運送事業を営業者。以下、「軽貨物運送事業者」という。）に対して、トラック運送事業者原油価格高騰対策事業運行支援金（以下「運行支援金」という。）を交付するものとし、その交付等についてはこの要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2条 交付対象者は、青森県内に本社を置くトラック運送事業者及び県外に本社を置く法定中小企業者（資本金3億円以下又は常時使用する従業員300人以下）で、県内に支店・営業所を置くトラック運送事業者、並びに、青森県内に本社を置く軽貨物運送事業者及び県外に本社を置く法定中小企業者（資本金3億円以下又は常時使用する従業員300人以下）で、県内に支店・営業所を置く軽貨物運送事業者のうち、その主な事業として、自ら使用権原を有する車両（被牽引車を除く。）を用いて貨物運送事業を行う者であり、今後も事業継続の意思がある者とする。

2 支援対象車両、運行支援金の額は次のとおりとする。

支援対象車両		
第1項のトラック運送事業者・軽貨物運送事業者が使用する以下の全てを満たす車両。ただし、被牽引車、霊柩自動車を除く。 (1) 青森、八戸、弘前ナンバーの事業用自動車及び事業用軽自動車であり、主として貨物の運搬に用いる車両であること。 (2) 令和7年4月1日時点で登録されている車両であること。		
運行支援金の額		
最大積載量 8 t 以上 ※トレーラ牽引車を含む 60,000円/台	最大積載量 2 t 以上～8 t 未満 40,000円/台	最大積載量 2 t 未満 ※軽貨物を含む 30,000円/台

裏面に続く→

(交付の申請)

第3条 運行支援金の交付の申請をしようとするトラック運送事業者・軽貨物運送事業者は、令和7年度青森県トラック運送事業者原油価格高騰対策事業運行支援金申請書(様式1)及び添付書類を、青ト協に対し、令和7年8月29日(金)までに提出しなければならない。(郵送の場合、当日消印有効)

(交付の決定)

第4条 青ト協は、運行支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、運行支援金を交付することが適当と認めたときは、様式2により速やかに運行支援金の交付決定をするものとする。

- 2 トラック運送事業者・軽貨物運送事業者は、運行支援金の交付に係る帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(決定の取消し)

第5条 青ト協は、運行支援金の交付申請の内容に虚偽があった場合には、交付決定後であってもこれを取り消すことができる。

(運行支援金の返還)

第6条 青ト協は、運行支援金の交付の決定を取り消した場合には、トラック運送事業者・軽貨物運送事業者に対し期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運行支援金の交付等に関し必要な事項について、別に定める。

附 則 この要綱は、令和7年5月22日から施行する。